

議案第62号

常総市文化芸術振興基金条例の制定について

常総市文化芸術振興基金条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号及び常総市議会会議規則（昭和42年水海道市議会規則第5号）第14条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月15日 提出

提出者	常総市議会議員	中島亨一
賛同者	同	倉持守
〃	同	堀越輝子
〃	同	堀越道男
〃	同	小林剛
〃	同	岡野一男
〃	同	中村安雄
〃	同	大澤清
〃	同	坂巻文夫
〃	同	関優嗣
〃	同	寺田洋
〃	同	茂田信三
〃	同	中村博美
〃	同	新田宏安

提案理由

◎議案第62号 常総市文化芸術振興基金条例の制定について

当市は、市民一人ひとりが文化芸術を享受し、創造し、かつ発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての市民が心豊かに暮らせるまちを目指すことを目的とした「常総市文化芸術条例」を平成24年6月15日に公布し、文化芸術の振興に取り組んできている。当該条例は、市の責務として、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものと規定し、行政自らの行動規範を求めている。しかし、平成27年9月に大水害がありその復興に取り組むことが最優先となり、当該条例の目指すまちづくりとは程遠いのが現状である。人口減少、少子高齢化問題が大きく叫ばれている現在、交流・関係人口を拡大させ、定住人口の確保につなげるとともに、豊かな市民生活を実現するためにも、まちに、心に、潤いを生み出すためには、行政と市民が一体となった文化芸術を活用したまちづくりが強く求められている。

以上の理由から、文化芸術に関する各種事業の財源の確保に必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

常総市条例第 号

常総市文化芸術振興基金条例

(設置)

第1条 市民の文化芸術に関する活動の振興を図り、もって心豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、常総市文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。ただし、前条に規定する目的のための寄附金を受けたときは、これを基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。